

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第五十九号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「以下」を「次項及び第十二条第四項において」に改める。

第九条第五項ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百三十」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

（令和四年改正条例の規定の準用）

2 第三条第一項の規定による給料表については、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第五十七号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。）附則第二項の規定（令和四年改正条例第一条の規定（給与条例第十一条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（次項において「新給与条例」という。）の規定に係る部分に限る。）を準用する。

3 第三条第一項の規定による新給与条例第四条第一項に規定する給料表を適用する場合においては、令和四年改正条例附則第三項の規定（令和四年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与に係る部分に限る。）を準用する。

**第二条** 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第五項ただし書中「百分の百三十」を「百分の百二十七・五」に改める。

## 附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第九条第五項ただし書の改正規定に限る。）による改正後の同条例（以下「新条例」と

いう。)の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。